

※このメールは配信専用です。このメールに返信はできません。

※お問い合わせ先はメール文末をご覧ください。

会社名

連絡先ご担当者 様

平素から、名古屋商工会議所の各種貿易関係証明をご利用いただき、誠にありがとうございます。

貿易登録の有効期間満了日の 30 日前となりましたので、ご案内いたします。

引き続き各種貿易関係証明を申請いただく場合、貿易登録の更新手続きを行う必要があります。以下 URL からシステムに管理者 ID でログインのうえ、メニューの「登録内容の変更・有効期間更新」から更新手続きを行ってください。

更新は、新規登録時と同様に、システムで必要書類を印刷し、その他書類をご準備いただき、ご提出ください。

ログイン URL : <https://coo.jcci.or.jp/eco>

更新にあたっての作業マニュアルは以下の URL からご確認ください。

(該当ページ : P.111~P.115)

<https://www.nagoya-cci.or.jp/file/online-manual.pdf>

必要書類は以下の通りです。必要書類をご準備いただき、ご提出ください。

- ①誓約書(「社印」の箇所に角印、「代表者印」の箇所に実印を押印したもの)
- ②業態内容届
- ③署名届
- ④登記簿謄本(個人事業主の場合、住民票)
- ⑤印鑑証明書

※①～③はシステム上でご自身で印刷していただくものです。

全て片面で、白紙を用いて印刷してください。

※署名者を削除する場合含めて、全ての③を提出してください。

※④～⑤は 3 か月以内発行のものをご準備ください。

その他条件に応じて以下の書類もご提出ください。

- ⑥在留カード又は特別永住者証明書の裏表両面コピー(代表者が外国籍の場合)
- ⑦各都道府県公安委員会が発行した古物商許可証のコピー(中古品を取り扱う場合)

更新時の注意点は以下の通りです。必ずご確認ください。

- ・貿易登録の更新では、「管理者 ID」と「管理者初期パスワード」又は各申請者様にて変更いただいたパスワードでログインする必要があります。
- ・原産地証明書をオンラインにて発給する「ユーザーID」「サブ ID」では更新できませんので、ご注意ください。
- ・「管理者 ID」と「管理者初期パスワード」は新規登録時に郵送させていただいた「貿易登録証」(A4 の用紙 1 枚)に記載されております。
- ・誓約書記載の「社印」は会社印、角印(どちらもない場合は印鑑登録された実印)、「代表者印」は印鑑登録された実印を押印してください。
- ・署名届にも再度肉筆のサイン(黒ペン)が必要となります。
- ・「登記上の住所」については、登記簿謄本の記載と完全に一致しているか確認してください。登記簿謄本の記載がハイフン表記ではない場合、修正してください。
- ・全ての英文表記について、一文字目が大文字、あるいは全て大文字かを確認してください。
- ・代表者名を変更又は署名者を追加する場合は、「氏名(和文)」については、姓と名の間にスペースを記載し、「氏名(英文)」については、姓と名の間にスペースを記載した上で、姓名それぞれ一文字目が大文字、あるいは全て大文字にしてください。
- ・印刷の際は A4 サイズの白紙（白色の上質紙または普通紙）に等倍で片面印刷してください。

このメールは配信専用です。このメールに対し返信しないようお願いいたします。
また、このメールに心当たりがない場合や、ご不明な点がある場合には下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

名古屋商工会議所
